

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年5月26日（令和5年（行情）諮問第442号）

答申日：令和5年11月6日（令和5年度（行情）答申第433号）

事件名：任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する全ての文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、令和4年10月12日付け厚生労働省発人1012第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

「国民の権利」

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年5月27日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、令和5年1月4日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。
- (3) なお、本件審査請求は、不作為の審査請求として提起されたが、処分庁が、既に処分が行われていること、当該不作為の審査請求を原処分に対する審査請求として取り扱う旨を連絡したところ、令和5年2月23日付け（同月27日受付）で処分に対する審査請求書が提出された。諮問庁は、当該不作為の審査請求が、令和5年2月23日付け審査請求書により補正されたものと解して、本件審査請求について諮問を行うものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象文書を保有していないことについて

本件審査請求に係る開示請求は、「任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する全ての文書」の開示を求めるものである。

任期付職員募集について、大臣官房人事課は、厚生労働省本省内部部局における任期付職員募集の際の制度上の確認等を行っているが、任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する文書については、事務処理上作成又は取得したことはなく、本件対象文書を保有していない。また、任期付職員募集に当たって、過去に開示請求をした者について、取扱いに差異を設ける理由はなく、したがって、本件対象文書を保有していないとすることは不自然・不合理でないから、原処分は妥当である。

なお、本件審査請求を受けて、改めて本件対象文書がないか探索したが、これに該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示決定に不服があることから審査請求を行っているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月19日 審議
- ④ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書は「任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する全ての文書」である。このうち「情報開示請求者」の意味するところ

については、諮問書添付の求補正に対する審査請求人の回答書を確認すると、審査請求人個人のことではなく、「開示請求者一般の意」であるものと認められる。

(2) また、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、（i）任期付職員募集について、大臣官房人事課は、厚生労働省本省内部部局における任期付職員募集の際の制度上の確認等を行っているが、任期付職員募集の際の情報開示請求者の扱いに関する文書については、事務処理上作成又は取得したことはなく、また、（ii）任期付職員募集に当たって、過去に開示請求をした者について、取扱いに差異を設ける理由はないから、本件対象文書を保有していないとすることは不自然・不合理でなく、原処分は妥当である旨を説明する。

(3) 上記（1）のとおり、処分庁が「情報開示請求者」の意味について審査請求人に確認し、当該確認結果に基づいて原処分を行っているものと認められ、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記（2）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子